

## 校務用コンピュータ取扱ガイドライン

平成22年3月31日  
教育研究所  
学校教育課

このガイドラインは、那覇市立学校における情報機器類の管理及び運用に関する要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、教員による校務用コンピュータの適切な利用を確保するために、必要な事項を定めたものである。

### 1 用語の意義

このガイドラインにおける用語の意義は、次のとおりである。

#### ア 校務用コンピュータ

要綱第2条第1項第1号の情報機器類の中で、主に職員室、校長室等に設置し、校務に活用する情報機器類をいう。

#### イ 利用者

学校に在籍する教職員

### 2 利用者の選定

校務用コンピュータの利用者は、校長が定める。

### 3 使用目的

校務用コンピュータは、以下の目的に限り使用することができる。

ア 勤務時間内に校務として使用するとき。

イ 勤務時間外に、校務の円滑、能率化を目的とした情報収集や研修、研究等のために使用するとき。

ウ その他、校長が必要と認めた校務を処理するために使用するとき。

### 4 使用場所

(1) 校務用コンピュータは、原則として利用者が勤務する学校でのみ使用することとし、公務出張等において校長が特に命じた場合を除き、学校から校務用コンピュータを持ち出してはならない。

(2) 休日や夜間には、校務用コンピュータの存在が外部から目視確認できないようにすること。

### 5 利用者の遵守事項

(1) 校務用コンピュータの利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

ア ユーザID及びパスワードを他人に知られないよう、適切に管理すること。

イ 校務用コンピュータに導入されたソフトウェアを、無断でアンインストールし、又は無断でソフトウェアのインストールを行わないこと。ソフトウェアのインストール及びアンインストールの必要が生じた場合は、教育委員会の許可を得てから行うこと。

ウ 良好な設置環境に努め、機器取扱いには十分留意すること。

エ 機密の保持、データ保護に努めること。

オ コンピュータウイルスには細心の注意をはらい、侵入防止に努めること。

カ 障害や紛失等が発生した場合は、直ちに校長に報告をし、その指示に従うこと。

- (2) 校長は、利用者が校務用コンピュータを要綱及び本ガイドラインに定める規定に反した使用をした場合は、当該利用者の使用を停止し、当該利用者に対して校務用コンピュータの返却を求めることができる。

## 6 個人情報の扱い

校務用コンピュータにおいて扱う児童生徒その他の者に関する個人情報については、要綱、校内運用基準及び関係法令に基づいて適切に取り扱わなければならない。特に、教育の充実及び改善を図るという目的以外で個人情報を利用することや、必要な手続きを経ないでこれを外部に提供する等の行為は絶対に行ってはならない。

## 7 災害時における制限

校長は次の場合、校務用コンピュータの使用を制限することができる。

ア 火災、洪水、地震、津波、雷等の自然災害が発生したとき。

イ 人災、機器のトラブル等の事故が発生したとき。

ウ 不正アクセスやコンピュータウイルス侵入等による、ネットワーク障害が発生したとき。

エ その他校長が必要と認めるとき。

## 8 その他

このガイドラインに定めるもののほか、校務用コンピュータの取扱いに関する必要な事項は、校長が別に定めることができる。